

緊急経済対策

現状

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本市の主要産業である観光産業をはじめ、市内経済に大きな影響が及んできています。また、市民生活においても、全国的な感染拡大による生活への不安、感染への不安が増大しています。このような状況から、事業者の連鎖的な廃業・閉店を防止するための経済的対策や市民生活安定化のための至急の対応が求められています。

- 感染拡大に伴い、感染を避ける自粛行動が拡大し、地域経済、事業者の経営への影響が深刻化しています
- 本市主要産業である観光産業（宿泊、飲食等）への影響が甚大です
- 令和2年4月16日の緊急事態宣言の全都道府県への拡大によりゴールデンウィークの経済効果が激減することが見込まれています
- 事業者に限らず、感染拡大・市民生活への不安感が増大しています
- 経済対策や市民生活について議会から緊急要望が行われています

基本方針

経済

市内事業者の廃業・閉店を防止し、経営及び雇用の維持・継続を支援します

生活

市民の健康と生活を守るため、感染拡大防止と生活の安定を図ります

基本方針に基づき、国、県の施策と合わせ、市内経済、市民生活において影響が甚大な分野への集中的かつ切れ目のない対策を段階に応じて適切に展開します

事業規模

緊急支援段階 / 第1段階

国の経済対策開始までの間をつなぐ緊急対応として、速度最優先で実施する本市単独施策

安定化支援段階 / 第2段階

国の経済対策（補正予算）を積極的に活用する大規模な支援施策

計画的支援段階 / 第3段階

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を積極的に活用する本市独自施策

3段階合計財政投入額 15億円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む一般財源ベース

第1段階 緊急支援段階

国の経済対策開始までの間をつなぐ緊急対応として
速度最優先で実施する本市単独施策 5億7337万円

- **飲食店事業者緊急支援給付金** (経済、4億円) **4月27日 受付開始**
飲食店事業者対象の経営支援給付金 (1店舗20万円)
- **宿泊事業者緊急支援給付金** (経済、1億3000万円) **4月27日 受付開始**
宿泊事業者対象の経営支援給付金 (総定員数×3万円など 上限、下限あり)
- **貸切バス事業者緊急支援給付金** (経済、800万円) **4月27日 受付開始**
貸切バス事業者を対象とした経営支援給付金 (保有貸切バス台数×10万円)
- **企業相談ワンストップ窓口の設置** (経済、629万円) **5月1日 受付開始**
専門家 (中小企業診断士・社会保険労務士等) による事業者支援の充実強化
- **公共交通感染拡大防止対策** (生活、1100万円) **4月27日 受付開始**
公共交通事業者を対象とした感染防止対策給付金 (保有車両等台数×1万円など)
- **新型コロナウイルス感染症対策医療機器等整備事業補助金** (生活、1808万円)
帰国者・接触者外来設置病院を対象とした感染症病床の確保に必要な医療機器等の整備にかかる補助金

4月27日
受付開始

飲食店事業者緊急支援給付金

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動自粛により、経営に影響を強く受けている飲食店事業者に対して支援を行います。

2 対象事業者

以下の条件を全て満たすもの

- ①食品衛生法第52条の規定により飲食店の営業許可を受けている事業者
- ②年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること
(イトインのスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く)
- ③市内に店舗を有する中小企業者及び小規模企業者(個人事業主を含む)
※全国チェーンの直営店などは除く(フランチャイズ契約者は可)
- ④令和2年4月27日時点で営業許可を受けており、今後も営業を継続する意思があること
- ⑤令和元年12月末時点で市税の滞納がないこと

3 支援額

1店舗につき20万円

4 申請方法

感染拡大防止の観点から「郵送による非対面方式」とします

5 申請書類等の入手方法

佐世保市のホームページからダウンロード(支所等の窓口にも順次設置)

6 申請期間

令和2年4月27日(月)～令和2年6月30日(火) ※消印有効。

7 事業規模

給付金：400,000千円(飲食店舗 約2,000店舗)

8 問い合わせ

(5月10日まで) 商工労働課給付金事務局 電話 0956-24-1111 (代表) 内線 3075～3077

(5月11日から) 飲食店事業者緊急支援給付金コールセンター 電話 050-3181-7435

4月27日
受付開始

宿泊事業者緊急支援給付金

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光客やビジネス客が激減し、深刻な影響を受けている宿泊事業者の経営を早急に支援するため、支援金を支給します。

2 対象事業者

以下の条件をすべて満たすもの

- ①旅館業法または住宅宿泊事業法に基づく許可等を行い、佐世保市内で営業する旅館、ホテル等。ただし、旅館業法に基づく簡易宿所については、申請者住所が市内に限る。
- ②令和2年4月27日時点で許可等を受けており、今後も営業を継続する意思があるもの。
- ③研修施設、ラブホテル等または同様の形態で営業を行っているものを除く。
- ④長崎県または佐世保市の指定管理施設は除く。
- ⑤令和元年12月末時点で市税の滞納がないこと。

3 支援額

①旅館・ホテル等

各施設の総定員数に応じて算定します。

計算方法：総定員数×3万円

ただし、計算結果が30万円を下回る場合は30万円とし、300万円を上回る場合は300万円を上限とします。

②民泊（農林漁業体験民宿、住宅宿泊事業者）

1施設につき10万円。

4 申請期間

令和2年4月27日（月）～令和2年6月30日（火）（消印有効）

対象事業者には、申請書を郵送します。

5 事業規模

給付金：130,000千円（ホテル等150施設 総定員数10,000人）

6 問い合わせ

観光課

電話 0956-24-1111（代表） 内線 3027、3028 直通電話 0956-25-9639

4月27日
受付開始

貸切バス事業者緊急支援給付金

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、旅行者が激減し、深刻な影響を受けている貸切バス運行事業者の経営を早急に支援するため、支援金を支給します。

2 対象事業者

- ① 道路運送法第4条に基づく許可を受けており、佐世保市内に本社を置く貸切バス運行事業者。
- ② 令和2年4月27日時点で許可等を受けており、今後も営業を継続する意思があるもの。
- ③ 令和元年12月末時点で市税の滞納がないこと。

3 支援額

保有する貸切バスの台数に応じて算定します。

計算方法：総台数×10万円

4 申請期間

令和2年4月27日(月)～令和2年6月30日(火) (消印有効)

対象事業者には、申請書を郵送します。

5 事業規模

給付金：8,000千円(バス80台)

6 問い合わせ

観光課

電話 0956-24-1111 (代表) 内線 3027、3028 直通電話 0956-25-9639

5月1日
受付開始

企業相談ワンストップ窓口設置

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、事業者の喫緊の課題解決を図り、国の支援施策の活用を更に進めるため、佐世保市産業支援センターにワンストップ窓口を設置し、事業者支援の充実強化を図ります。

2 対象事業者

事態収束の見込が立たない中で、自身の抱える経営上の課題について、専門家（中小企業診断士・社会保険労務士等）に相談したい事業者。

① 資金繰り相談（融資希望額の妥当性等）

② 雇用調整助成金の活用

③ 経営を維持するための方策検討

④ 収束後の展開施策検討

3 支援額

無料で相談いただけます。

4 窓口設置期間

令和2年5月初旬～7月末まで（予定）

5 事業規模

6,286 千円

6 問い合わせ

佐世保市産業支援センターワンストップ専用窓口

電話 0120-005-741（平日 午前9時～午後5時）

※上記フリーダイヤルは令和2年5月8日からです。

※当日受付は午後4時までです。

※混雑を避けるため、空き状況を確認していますので、事前連絡をお願いします。

公共交通感染拡大防止対策

1 支援の目的

外出自粛要請の中にあっても、市民の移動手段を最低限確保する必要があることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を図るために必要な消毒薬や使い捨て手袋、マスク等の購入に係る支援を行います。

2 対象事業者

佐世保市内に本社をおく民間の公共交通事業者で、定期路線バス事業者、旅客鉄道事業者、タクシー事業者（個人タクシー含む）、定期旅客航路事業者

ただし、佐世保市の離島と佐世保市本土間の定期旅客航路を運航する事業者及び本市予約制乗合タクシーを運行または市内に営業所を置くタクシー事業者については、佐世保市に本社を置かない事業者も対象とする。

3 支援額

- 定期路線バス 1万円×保有台数
- タクシー 1万円×保有台数（営業区域を佐世保市とする車両）
- 旅客鉄道 2万円×保有車両数
- 定期旅客航路 4万円×保有隻数（佐世保市内で乗降する船舶）
 - ※ 1万円：6カ月間におけるバス1台に係る消毒薬の購入額を基準
 - ※ 鉄道、船舶については、バスを基に消毒面積を考慮

4 申請期間

令和2年4月27日（月）～令和2年5月29日（金）（消印有効）
対象事業者には、申請書を郵送します。

5 事業規模

給付金：11,000千円（バス、鉄道、タクシー、船舶）

6 問い合わせ

地域交通課

電話 0956-24-1111（代表）内線 2776、2777 直通電話 0956-25-9249

新型コロナウイルス感染症対策 医療機器等整備事業補助金

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大により、同感染症の患者受け入れ体制の強化や感染防止対策を講ずるため、医療機器等を緊急に整備し、深刻な影響を受けている病院経営を早急に支援するため、補助金を交付するものです。

2 補助対象事業者

- ① 帰国者・接触者外来設置病院
- ② 令和元年 12 月末時点で市税の滞納がないこと

3 補助額

補助率 10 / 10

4 事業規模

感染症病床の確保に必要な医療機器等 18,084 千円

5 問い合わせ

医療政策課

電話 0956-24-1111 (代表) 内線 5523

第2段階 安定化支援段階

国の経済対策(補正予算)を
積極的に活用する大規模な支援施策

- **特別定額給付金(仮称)**
全市民一律の臨時給付金(1人当たり10万円)
- **子育て世帯への臨時特別給付金**
子育て世帯への生活支援としての臨時給付金
(特例給付(所得制限超)の対象者を除く児童手当受給者の子ども1人当たり1万円)
- **持続化給付金**
経営に大きな影響を受けている事業者への臨時給付金
(上限あり 法人200万円・個人100万円)

国、県の施策を見据えての 本市単独施策第2弾の検討

第1段階の緊急支援の次の段階として、小売業、サービス業など影響が著しい業種の減収事業者の経営が安定的に持続できるよう、国の持続化給付金や、賃料助成制度関係の動向を踏まえ、切れ目のない市独自の支援制度を創設します。

第3段階 計画的支援段階

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」 を積極的に活用する本市独自施策

その時点での状況を的確に分析し策定する計画に基づき実施します。計画策定に当たっては、本市の産業構造や生活環境等を踏まえた独自の計画策定に努めます。

反転攻勢・V字回復段階へ

国が実施する官民一体型の消費喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の活用、観光客のみならず市民も対象とした市内宿泊促進や市内飲食店等の利用促進など、本市経済の回復、活性化のための施策を強力に推進します。